

告 示

埼玉県告示第五百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定により和光北インター地域土地区画整理組合から和光都市計画事業和光北インター地域土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司